平成26年度市民参加の実施状況、結果、及び審査会からの評価

No	課かい名	対象事項の名称	実施した市民参加の方法								審査会からの評価	
			パブリックコメント	審議会等	懇話会等	ワークショップ等	市民会議	公聴会等	意向調査	その他	評価結果	指摘事項
1	企画課	市民自治システム構築事業（次期総合計画の策	○	○							適当	
2	企画課	逗子市総合計画策定条例の策定について	○	○							適当	
3	防災課	逗子市地域防災計画（地震津波対策計画編）修正事業	○	○							適当	市民参加の手続き自体は問題ないが、災害救援ボランティアについて、ボランティア団体に限らず、NPO全体を視野に入れて今後検討されたい。
4	防災課	逗子市新型インフルエンザ等対策行動計画	○					○			適当	
5	総務課	逗子市行財政改革基本方針	○		○						適当	
6	情報公開課	逗子市個人情報保護条例	○	○							適当	
7	課税課	逗子市市税条例の一部改正 （法人市民税、軽自動車税及び固定資産税）	○					○			適当	市民参加の手続き自体は問題ないが、今後同様の方法で市民参加の手続きを行う際は、パブリックコメントの前に説明会を実施されたい。
8	生活安全課	（仮称）逗子5丁目市営駐輪場設置計画	○					○			適当	市民参加の手続き自体は問題ないが、今後同様の方法で市民参加の手続きを行う際は、パブリックコメントの前に説明会を実施されたい。
9	市民協働課	逗子市コミュニティセンター条例の制定	○					○			適当	
10	市民協働課	社会教育関係団体に対する減免措置の廃止	○					○			適当	
11	市民協働課	生涯学習推進プラン	○		○						適当	パブリックコメントにかける案件が増えた場合は、調査書を分けて記載すること。
12	市民協働課	市民参加条例の改正	○	○							適当	
13	文化スポーツ課	逗子市文化振興基本計画の変更	○		○						適当	
14	文化スポーツ課	逗子市スポーツ推進計画の見直し	○		○						適当	
15	文化スポーツ課	逗子市立体育館条例の改正	○		○			○	○	○	適当	
16	文化スポーツ課、緑政課	逗子市都市公園条例の改正	○		○			○		○	適当	パブリックコメントの結果の公表の際は、件数だけでなく人数も必ず記載すること。
17	社会福祉課	逗子市福祉プラン（逗子市地域福祉計画）・逗子市地域福祉活動計画の策定	○		○			○			適当	
18	障がい福祉課	65歳以上で新規に手帳を取得する重度障がい者に対する医療費助成を対象外とする	○		○			○			適当	市民参加の手続き自体は問題ないが、今後同様の方法で市民参加の手続きを行う際は、パブリックコメントの前に懇話会、説明会を実施されたい。 また、市民参加の対象事項の区分については、市民参加条例第7条第1項第3号に改めること。
19	障がい福祉課	逗子市障がい者福祉計画（逗子市障がい福祉計画含む）	○		○						適当	懇話会の公募委員を増やした取組みは、高く評価できる。
20	障がい福祉課	（仮称）療育・教育の総合センター基本構想・整備計画の策定	○		○						適当	
21	国保健康課	健康増進計画の策定	○		○	○			○		適当	
22	国保健康課	国民健康保険料　暫定賦課の廃止	○	○							適当	

No	課かい名	対象事項の名称	実施した市民参加の方法								審査会からの評価	
			パブリックコメント	審議会等	懇話会等	ワークショップ等	市民会議	公聴会等	意向調査	その他	評価結果	指摘事項
23	介護保険課	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定	○		○						適当	
24	介護保険課	指定介護予防支援等の事業等に関する基準を定める条例等の制定	○		○						適当	
25	子育て支援課	子ども・子育て支援事業計画の策定	○	○				○			適当	
26	保育課	地域型保育事業認可基準条例の制定	○	○							適当	
27	保育課	教育・保育施設等の運営基準条例（確認制度の条例）の制定	○	○							適当	
28	保育課	支給認定条例（保育の必要性の認定）の制定	○	○							適当	
29	保育課	保育料等の見直し	○	○							適当	
30	保育課	地域子ども・子育て支援事業の条例（放課後児童クラブの基準等の条例）の制定	○	○							適当	
31	児童青少年課	逗子市青少年会館条例の廃止	○					○			適当	
32	環境管理課	第二次逗子市環境基本計画の策定	○	○					○		適当	
33	資源循環課	「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正（家庭ごみ処理有料化）	○					○	○		適当	説明会、意向調査等、市民参加の機会を数多く提供し、非常に丁寧に検討を進めてきたことは高く評価できる。一方で、今回の市民参加の対象事項は条例の一部改正で、条例改正をした段階で本案件は終了したものとして取り扱うべきであり、「資源回収奨励金制度の見直し」「ごみと資源物の分別と収集方法の見直し」については、別案件とすべきであった。したがって、対象事業名を変更すること。また、今後同様の進め方で市民参加の手続きを行う際は、改善されたい。
34	資源循環課	逗子市一般廃棄物処理基本計画中間見直し	○	○							適当でない	実施した市民参加の方法自体は適切になされていると評価するが、本来であれば市民参加条例第7条第3項に基づき、市民参加の手続きを実施する前に、市民参加制度審査会に諮るべきであり、本件については、事前審査が行えないやむを得ない理由による対象事項には該当しない。
35	都市整備課	逗子市営住宅条例の一部を改正について	○					○			適当	
36	社会教育課	社会教育推進プラン	○								適当	
37	社会教育課	逗子市公民館条例の廃止	○					○			適当	

■その他、審査会からの意見

1．対象事項名を条例や計画の名称のみとしている案件がいくつか見受けられたが、対象事項の内容が明確となるよう、策定、改正、廃止等を必ず記載すること。
2．特定の対象者に大きな影響が及ぶ案件については、通常の市民参加の手法に加えて、対象者から重点的に意見聴取する方法も配慮すること。
3．複数年にわたる事業においては、以前に審査会で評価を受けた前々年度以前の市民参加の手法についても、過去の経緯がわかるよう調査書に記載すること。
4．パブリックコメントに関しては、聴取した意見に対する取扱いが公表されているが、パブリックコメント以外の市民参加の方法については取扱いが所管によってまちまちである。説明会の質疑応答内容をホームページ等で公開することや、アンケート等の意向調査結果や意見の反映状況を意向調査対象者にフィードバックするなど、意見聴取後も市政に対する関心喚起を意識しながら取扱いをすること。また、これに伴い、市民参加制度審査会で市民参加の実施状況の評価を受ける際は、実施したか否かだけではなく、アンケート等の意向調査結果の公表状況および、意見の反映状況に関する資料も添付すること。
5．パブリックコメントの結果の公表方法について、市の対応区分を示す記号が各所管で運用が異なるため、全庁的に統一を図ること。また、同一の趣旨の意見が複数寄せられた場合は、一つにまとめて取り扱った上で、寄せられた意見数を記載すること。更に、公表閲覧場所が、所管によってまちまちである。負荷がかかりすぎない範囲で、各所管共通のルールを検討すること。
6．懇話会の公募人数の割合を算出する際は、アドバイザーも構成員に含めた上で算出し、公募の市民が構成員の5分の1以上となるようにすること。
7．パブリックコメントの直前や期間中に説明会を実施した案件がいくつか見受けられたが、市民参加の方法を複数実施する目的は、最初の市民参加で意見聴取して改善した内容を、再度意見聴取し、より良いものにしていくためである。そのため、説明会とパブリックコメントを実施する際は、説明会で意見聴取し改善すべきと判断した内容をパブリックコメントに反映できるよう、あらかじめ十分な期間を空けた上で実施すること。